

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成28年6月23日

枚方市長 殿



提出者

住 所 枚方市出口1丁目1番32号

氏 名 理研ビタミン株式会社大阪工場
工場長 原 守

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-841-0121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	理研ビタミン株式会社大阪工場
事業場の所在地	枚方市出口1丁目1番32号
計画期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	09 食料品製造業 (乳化製剤)
②事業の規模	売上高 12,245百万円
③従業員数	180人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙(フロー図)のとおり

(日本工業規格 A列4番)

研究室実験の結果の概要に関する事項							
研究室実験の結果の概要に関する事項							
①明代							
②江戸							
③明代							
④江戸							
⑤明代							
⑥江戸							
⑦明代							
⑧江戸							
⑨明代							
⑩江戸							
⑪明代							
⑫江戸							
⑬明代							
⑭江戸							
⑮明代							
⑯江戸							
⑰明代							
⑱江戸							
⑲明代							
⑳江戸							
㉑明代							
㉒江戸							
㉓明代							
㉔江戸							
㉕明代							
㉖江戸							
㉗明代							
㉘江戸							
㉙明代							
㉚江戸							
㉛明代							
㉜江戸							
㉝明代							
㉞江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							
㉟江戸							
㉟明代							

自ら行うべき禁物の判断に関する問題						
【解説】(アカデミックな解説)						
①現地		自ら行うべき禁物の判断に関する問題				
【現地】						自ら行うべき禁物の判断に関する問題
施設院外診療所	内院	施設院外診療所	施設院外診療所	施設院外診療所	施設院外診療所	施設院外診療所
自己責任で飲食した おそれのあるもの	0.00	1	0.00	1	0.00	1
【これで何が医師の責任か】	これで何が医師の責任か。					
【現地】						

自ら行う医療施設の利用に関する事項							
①現状				②計画			
自ら行う医療施設の利用に関する事項		自ら行う医療施設の利用に関する事項		自ら行う医療施設の利用に関する事項		自ら行う医療施設の利用に関する事項	
①現状	【現状】(平成27年度)実績	【計画】	②計画	【現状】(平成27年度)実績	【計画】	②計画	【現状】(平成27年度)実績
①現状	施設訪問回数 回数	施設訪問回数 回数	②計画	施設訪問回数 回数	施設訪問回数 回数	②計画	施設訪問回数 回数
①現状	自ら訪問回数を行った が見直す場合	0.00 1	0.00 1	自ら訪問回数を行った が見直す場合	0.00 1	0.00 1	自ら訪問回数を行った が見直す場合
①現状	(これまでに実施した実績) 実施回数は非常に多くから、現下での実績には問題である						
②計画	【現状】	【計画】	②計画	【現状】	【計画】	②計画	【現状】
②計画	施設訪問回数 回数	施設訪問回数 回数	②計画	施設訪問回数 回数	施設訪問回数 回数	②計画	施設訪問回数 回数
②計画	自ら訪問回数を行った が見直す場合	0.00 1	0.00 1	自ら訪問回数を行った が見直す場合	0.00 1	0.00 1	自ら訪問回数を行った が見直す場合
②計画	(今後実施する予定の実績) 回数	0.00 1	0.00 1	(今後実施する予定の実績) 回数	0.00 1	0.00 1	(今後実施する予定の実績) 回数
②計画	【現状】(平成27年度)実績	【計画】	②計画	【現状】(平成27年度)実績	【計画】	②計画	【現状】(平成27年度)実績
②計画	施設訪問回数 回数	施設訪問回数 回数	②計画	施設訪問回数 回数	施設訪問回数 回数	②計画	施設訪問回数 回数
②計画	自ら訪問回数を行った が見直す場合	542.48 1	0.00 1	自ら訪問回数を行った が見直す場合	0.00 1	0.00 1	自ら訪問回数を行った が見直す場合
②計画	(これまでに実施した実績) 回数	542.48 1	652.46 1	(これまでに実施した実績) 回数	0.00 1	0.00 1	(これまでに実施した実績) 回数
②計画	1.現状の実績。 2.既往回数(実施回数)によるように、現状にない部分から別・異物や不純物等が混入する事例の発生率(実施回数)による検討等の視点						
③計画	【現状】	【計画】	③計画	【現状】	【計画】	③計画	【現状】
③計画	施設訪問回数 回数	施設訪問回数 回数	③計画	施設訪問回数 回数	施設訪問回数 回数	③計画	施設訪問回数 回数
③計画	自ら訪問回数を行った が見直す場合	537.01 1	0.00 1	自ら訪問回数を行った が見直す場合	0.00 1	0.00 1	自ら訪問回数を行った が見直す場合
③計画	(今までに実施する予定の実績) 回数	537.01 1	635.04 1	(今までに実施する予定の実績) 回数	0.00 1	0.00 1	(今までに実施する予定の実績) 回数

1. お手洗いの実施率の現立区分又は訪問入浴区分に対する評価			
1.1. お手洗いの実施率の現立区分			
【評価】 (評価判定用) 次の如き	有陽性判定	有陰性判定	未
施設児童虐待の特徴			
①「お手洗い区分」 お手洗い区分を行った 施設児童虐待の現 状(現実)	0.00	1	0.00
②「お手洗い区分」 未実施している			
【結果】	有陽性判定	有陰性判定	未
施設児童虐待の特徴			
①「お手洗い区分」 お手洗い区分を行った 施設児童虐待の現 状(現実)	0.00	1	0.00
②「お手洗い区分」 未実施している			

自己行う在庫管理の現状と今後の対応方針に於ける課題		小売業		製造業	
会社別	会社別	会社別	会社別	会社別	会社別
小売業	小売業	小売業	小売業	小売業	小売業
-	木下	新井	近藤	-	-
-	0.00 1	0.00 1	0.00 1	0.00 1	0.00 1

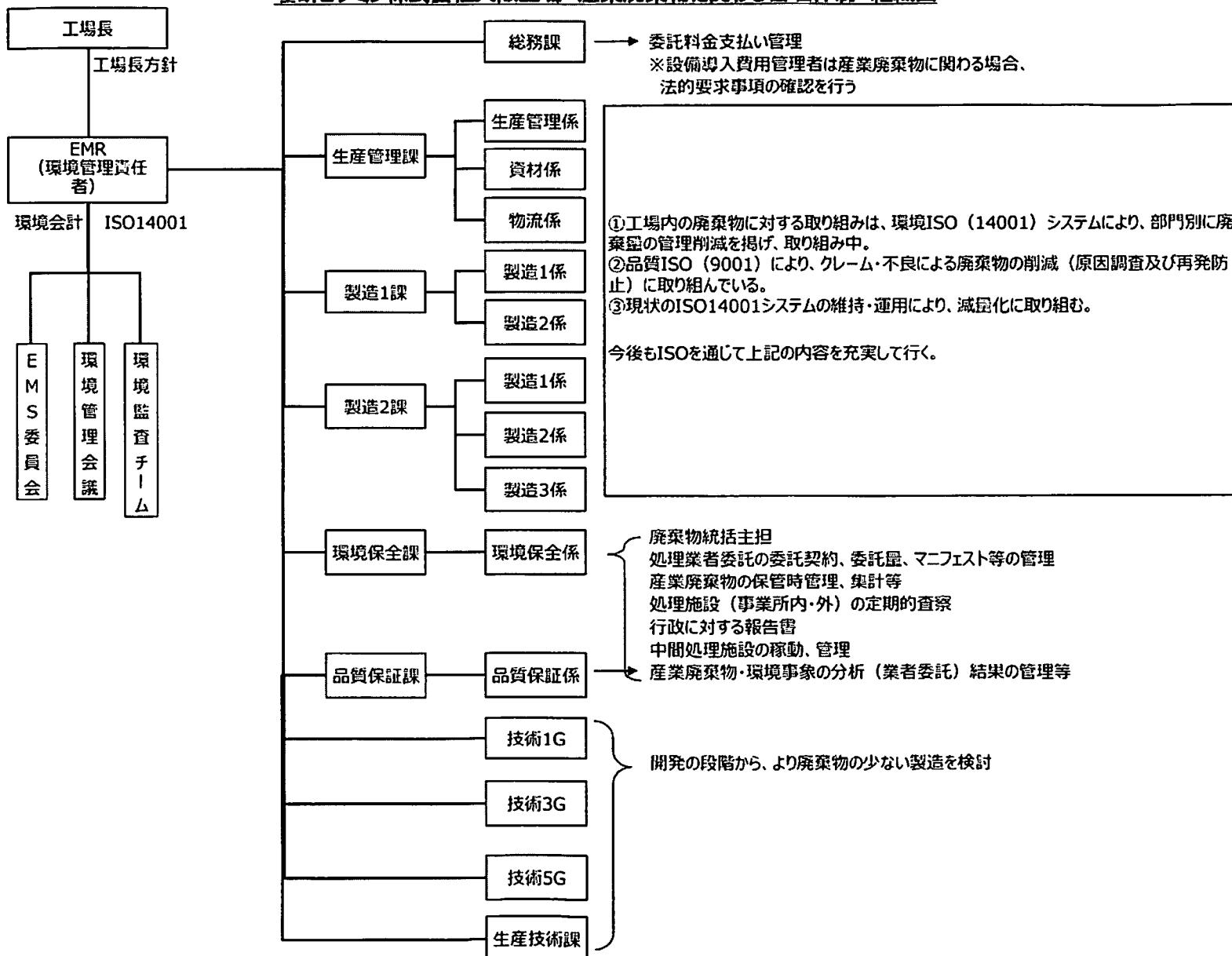
研究対象物と対照物の量比に対する影響		①測定		②測定	
	水/エチルアルコール	光度	発色	光度	発色
1	12.33 1	10.52 1	1.13 1	-	-
1	12.33 1	0.69 1	0.69 1	-	-
1	12.33 1	10.52 1	0.60 1	-	-
1	0.00 1	0.00 1	0.00 1	-	-
1	0.00 1	0.00 1	0.00 1	-	-

(第6面)

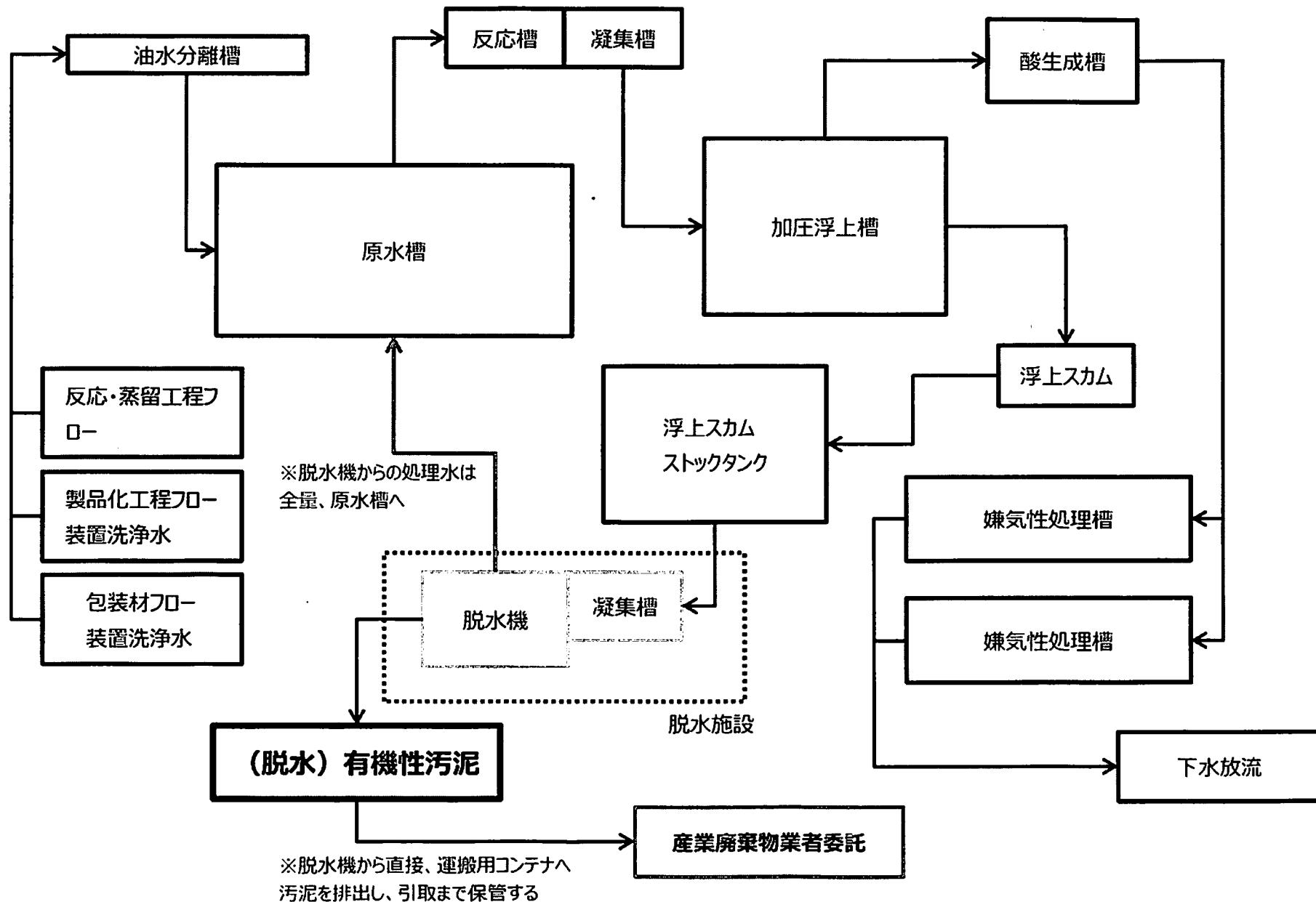
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

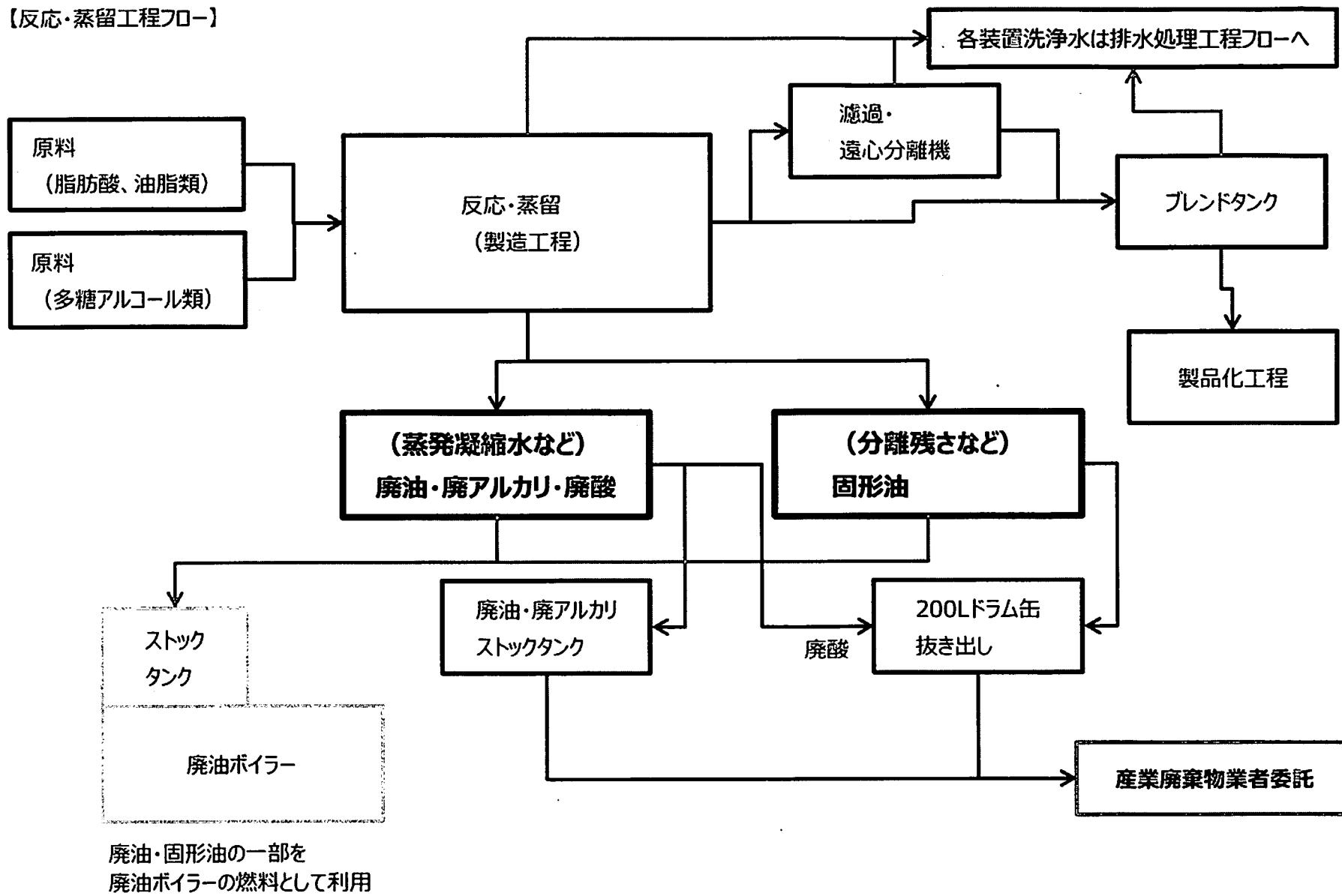
理研ビタミン株式会社大阪工場 産業廃棄物に関する管理体制 組織図



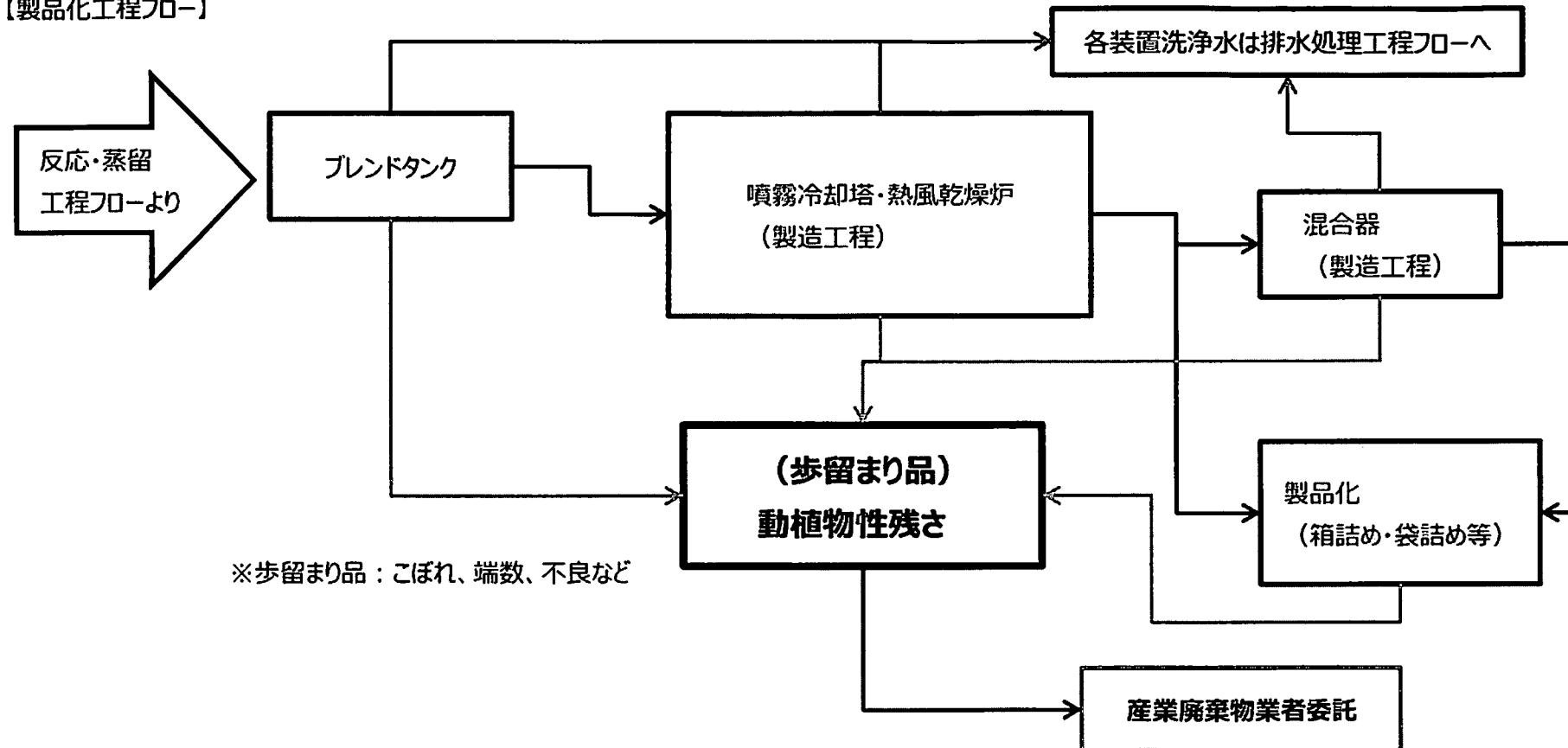
【排水処理工程フロー】



【反応・蒸留工程フロー】



【製品化工程フロー】



【包装材フロー】

